

台風 25 号による被災に伴い発生した家庭ごみの排出方法について

このたびの台風25号により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

台風の被害により生じた畳、家具、家電などの家庭ごみの排出方法についてご案内いたします。

1.指定ごみ袋に入る通常のごみ(生ごみ・日用品など)

- ・排出方法:各分別の収集日に、それぞれの指定ごみ袋に入れて、通常どおりごみ集積所にお出してください

2.指定ごみ袋に入らない大きなごみ(畳・家具などの粗大ごみ)

以下の「**①自己搬入**」「**②戸別収集**」「**③仮置場**」への持ち込み」のいずれかで排出してください。

① **自己搬入(市の清掃工場・リサイクルプラザへご自身で持ち込む場合)**

ご自身やご家族等の車両で直接施設へ持ち込む方法です。

- ・受入日:月曜日～土曜日(祝日も受入可)※日曜日休み

- ・受付時間:

- ・成田富里いずみ清掃工場:8:30～16:30

- ・成田市リサイクルプラザ:8:30～12:00(午前中のみ受付)

※施設の大規模改修工事を行っているため、午前中のみのお受け入れとなります。ご注意ください。

※搬入受付時間についてのお願い:場内の安全確保のため、

午前は 11:30、午後は 16:00 までをお願いいたします。

- ・受入施設と品目:

- ・成田富里いずみ清掃工場(住所:成田市小泉 344-1/電話:0476-36-1689)

⇒可燃ごみ、粗大ごみ(木製家具類、畳など)

- ・成田市リサイクルプラザ(住所:成田市小泉 344-1/電話:0476-36-1000)

⇒不燃ごみ、粗大ごみ(金属製家具類、小型家電など)

- ・持ち込み時の注意事項:

- ・軽トラック1台分以上の多量のごみを持ち込む際は、平日の受付時間内

(8:30～17:15)に事前に各施設へ電話連絡をお願いします(内容、排出量、住所、氏名、電話番号をお伝えください)。

- ・市内での被災を確認するため、運転免許証など住所が確認できる書類等をご持参ください。
- ・倒木等は、長さ2m未満・太さ 20cm未満に切断してから搬入してください。
- ・受付基準を満たさないものはお持ち帰りいただく場合がございます。

②戸別収集(自力での運搬・搬入が困難な世帯向け・無料)

水を含んだ畳や家具など自家用車での運搬や自力での運び出しが困難な場合は、以下のとおり戸別収集を実施します。

項目	内容
受付開始日時	令和8年9月27日(日)より受付開始
収集開始時期	令和8年9月27日(日)より順次収集に伺います
収集費用	無料(今回の台風で被災した一般家庭のごみに限る)
申込窓口	クリーン推進課(電話:0476-20-1530)
電話受付時間	月曜日～日曜日・祝日 9:00～16:30 (当面の間)

・申込時にお伝えいただく事項:

- ・ご住所、お名前、日中連絡のつく電話番号、ごみの品目・数量

・注意事項:

- ・多数の申込が予想されるため、収集日時の指定はできません。受付順に順次対応いたします。(収集日は市からお知らせします。)

【戸別収集に関する重要なお願い】

(1).道路への事前放置は厳禁です。

収集日程が決まるまでは、絶対に道路沿いやごみ集積所へごみを出さないでください。交通の妨げや緊急車両の通行支障、水路の詰まりの原因となります。必ずご自宅の敷地内で保管をお願いします。

(2).屋内からの運び出しは行いません

作業員の安全確保及び家屋等の破損防止のため、屋内からの運び出し作業はいたしません。収集日の朝までに、収集車両(ダンプ等)が横付けしやすい敷地内

(玄関先や駐車場など屋外)へまとめて出してください。

(3).品目ごとに分別して屋外へ出してください

「可燃物(木製家具等)」「不燃・金属類」「畳」「家電製品」等に分けて排出してください。

(4).生ごみや指定袋に入る日常ごみは戸別収集の対象外です(通常の集積所へお出してください)

③仮置場への持ち込み(無料)

一時的な災害廃棄物仮置場を開設いたします。

- ・場所:成田市下方 1188(谷養魚場駐車場隣接地)
- ・開設期間:令和8年9月27日(日)から当面の間
- ・受入日時:月曜日から土曜日及び祝日:10:00~16:00
- ・持ち込み時の注意事項:
 - ・対象:市内家庭で使用し、今回の台風により被災・破損したものに限り(事業所から出たごみは持ち込みできません)。
 - ・荷下ろし:場内では案内表示・誘導員の指示に従い、品目ごとにご自身で決められた場所へ荷下ろしを行ってください。
 - ・倒木などは、長さ 2m未満・太さ20cm未満に切断してから搬入してください。
 - ・市内に大雨等による「レベル3警報」が発表された場合は終日閉鎖します。

3.家電リサイクル法対象品目の取り扱い

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の「家電4品目」は、今回の台風で被災したものに限り、特例として市で受け付けます。

- ・排出方法:「②戸別収集」または「③仮置場への持ち込み」をご利用ください。
- ・注意:「①清掃工場・リサイクルプラザ」では受け入れできません。

4.市で受入れ・収集ができないもの

以下の品目は市では処理できません。専門業者、購入店、または取扱店へご相談ください。

- ・**建築資材・建材等**:グラスウール(断熱材)、石膏ボード、瓦、トタン、コンクリートガラなど
- ・**適正処理困難物・危険物**:自動車、オートバイ、農機具、ガスボンベ、農薬、劇薬、薬品類、バッテリー、タイヤなど

【お問い合わせ先】

- ・**家庭ごみの排出・戸別収集のお申込み**

クリーン推進課(電話 0476-20-1530)

- ・**清掃施設への自己搬入について**

成田富里いずみ清掃工場(電話 0476-36-1689)

成田市リサイクルプラザ(電話 0476-36-1000)